令和4年(6月)

第2回定例会議案参考資料

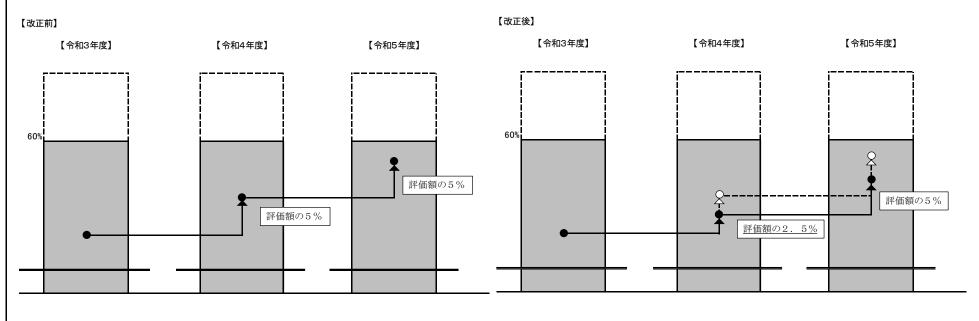
熊谷市

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第35号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例	市民税課	1
第36号	の主な改正点	資産税課	
第38号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自	選挙管理	
	動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	委 員 会	2
	案新旧対照表	事 務 局	
第39号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	職員課	5
第40号		市民税課	
	熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点	資産税課	6
		納 税 課	
第41号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案の主な改 正点	資産税課	2 2
第42号	熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例案新旧対	江南行政	2 4
	照表	センター	24
第43号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表	公園緑地課	2 6
第44号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	保育課	3 0
第45号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の	選挙管理	
	公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照	委 員 会	3 1
	表	事 務 局	
第46号	業者名及び入札結果	警 防 課	
	(高規格救急自動車)	(契約課)	3 2
第47号		警 防 課	0.0
	(高規格救急自動車)	(契約課)	3 3
第48号	業者名及び入札結果	警 防 課	O 4
	(救助工作車(Ⅱ型))	(契約課)	3 4
第49号	業者名及び入札結果	警 防 課	2.5
	(消防ポンプ自動車(CD-I型))	(契約課)	3 5
第50号	認定路線調書・位置図	管 理 課	3 6
第51号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	3 9

議案第35号及び議案第36号の参考資料

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点

税目	条 項	改 正 前 の 内 容	改正点	改正後の内容			
固定	市税条例	商業地等の税額の上昇幅(令和3年度~令和5年度)		商業地等の税額の上昇幅の抑制(令和4年度限り)			
資産税·都市計	附則第12条都市計画税条例	負担水準が 0. 6未満の商業地等について、 <u>評価額の5パーセント</u> に相当する税額を加算する。 ※商業地等・・・住宅用地以外の宅地	商業地 等の税 額の上 昇幅の 抑制	負担水準が0.6未満の商業地等について、 <u>評価額の2.5パーセント</u> に相当する税額を加算する。 ※商業地等・・・住宅用地以外の宅地			
画 税 ———————————————————————————————————	附則第9項			* HI X 20 (1			
	改正イメージ図						
【改正前	ī]	【改正後】					



議案第38号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の 使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の 使用等の公営に関する条例(平成17年条例第24号)

> (下線部分は改正部分) 行

改 Œ. 案

(選挙運動用自動車の使用の公費の支 払)

- 第 4 条 市は、候補者(前条の届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当 該契約の相手方である一般乗用旅客自 動車運送事業者その他の者(以下この 条において「一般乗用旅客自動車運送 事業者等」という。)に支払うべき金額 のうち、次の各号に掲げる区分に応じ 当該各号に定める金額を、第2条ただ し書に規定する要件に該当する場合に 限り、当該一般乗用旅客自動車運送事 業者等からの請求に基づき、当該一般 乗用旅客自動車運送事業者等に対し支 払う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契 約である場合 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の 借入れ契約(以下この号において 「自動車借入れ契約」という。)で ある場合 当該選挙運動用自動車 (同一の日において自動車借入れ 契約により2台以上の選挙運動用 自動車が使用される場合には、当 該候補者が指定するいずれか1台 の選挙運動用自動車に限る。)のそ れぞれにつき、選挙運動用自動車 として使用された各日についてそ の使用に対し支払うべき金額(当 該金額が1万6,100円を超え る場合には、1万6,100円) の合計金額
 - 当該契約が選挙運動用自動車の 燃料の供給に関する契約である場

(選挙運動用自動車の使用の公費の支 払)

現

- 第 4 条 市は、候補者(前条の届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当 該契約の相手方である一般乗用旅客自 動車運送事業者その他の者(以下この 条において「一般乗用旅客自動車運送 事業者等」という。)に支払うべき金額 のうち、次の各号に掲げる区分に応じ 当該各号に定める金額を、第2条ただ し書に規定する要件に該当する場合に 限り、当該一般乗用旅客自動車運送事 業者等からの請求に基づき、当該一般 乗用旅客自動車運送事業者等に対し支 払う。
 - (1) (略)
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契 約である場合 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める金額
 - ア当該契約が選挙運動用自動車の 借入れ契約(以下この号において 「自動車借入れ契約」という。)で ある場合 当該選挙運動用自動車 (同一の日において自動車借入れ 契約により2台以上の選挙運動用 自動車が使用される場合には、当 該候補者が指定するいずれか1台 の選挙運動用自動車に限る。)のそ れぞれにつき、選挙運動用自動車 として使用された各日についてそ の使用に対し支払うべき金額(当 該金額が1万5,800円を超え る場合には、1万5,800円) の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の 燃料の供給に関する契約である場

現 行

当該契約に基づき当該選挙運 動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車(これに 代わり使用される他の選挙運動用 自動車を含む。)が既に前条の届出 に係る契約に基づき供給を受けた 燃料の代金と合算して、7,700 円に当該候補者につき法第86条 の4第1項、第2項、第5項、第 6項又は第8項の規定による候補 者の届出のあった日から当該選挙 の期日の前日(法第100条第4 項の規定により投票を行わないこ ととなったときは、その事由が生 じた日。第6条において同じ。)ま での日数から前号の契約が締結さ れている日数を除いた日数を乗じ て得た金額に達するまでの部分の 金額であることにつき、委員会が 定めるところにより、当該候補者 からの申請に基づき、委員会が確 認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の 支払)

第9条 市は、候補者(前条の届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当 該契約の相手方であるポスターの作成 を業とする者に支払うべき金額のう ち、当該契約に基づき作成された同条 に規定する選挙運動用ポスターの1枚 当たりの作成単価(当該作成単価が、 5 4 1 円 3 1 銭に当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場数を乗じ て得た金額に31万6,250円を加 えた金額を当該選挙が行われる区域に おけるポスター掲示場の数で除して得 た金額(1円未満の端数がある場合に は、その端数は、1円とする。以下「単 価の限度額」という。)を超える場合に は、当該単価の限度額)に当該選挙運 動用ポスターの作成枚数(当該候補者

当該契約に基づき当該選挙運 動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車(これに 代わり使用される他の選挙運動用 自動車を含む。)が既に前条の届出 に係る契約に基づき供給を受けた 燃料の代金と合算して、7,560 円に当該候補者につき法第86条 の4第1項、第2項、第5項、第 6項又は第8項の規定による候補 者の届出のあった日から当該選挙 の期日の前日(法第100条第4 項の規定により投票を行わないこ ととなったときは、その事由が生 じた日。第6条において同じ。)ま での日数から前号の契約が締結さ れている日数を除いた日数を乗じ て得た金額に達するまでの部分の 金額であることにつき、委員会が 定めるところにより、当該候補者 からの申請に基づき、委員会が確 認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 9 条 市は、候補者(前条の届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当 該契約の相手方であるポスターの作成 を業とする者に支払うべき金額のう ち、当該契約に基づき作成された同条 に規定する選挙運動用ポスターの1枚 当たりの作成単価(当該作成単価が、 525円6銭に当該選挙が行われる区 域におけるポスター掲示場数を乗じて 得た金額に31万500円を加えた金 額を当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、そ の端数は、1円とする。以下「単価の 限度額」という。)を超える場合には、 当該単価の限度額)に当該選挙運動用 ポスターの作成枚数(当該候補者を通

現 行

議案第39号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表 熊谷市職員退職手当条例(平成17年条例第54号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案

附 則

 $1 \sim 16$ (略)

17 令和7年3月31日以前に退職し た職員に対する第14条第10項の規 定の適用については、同項中「第28条 まで」とあるのは「第28条まで及び 附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する 厚生労働省令で定める理由により就職 が困難な者であって、同法第24条の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 者 に 相 当 す る 者として規則で定める者に該当し、か つ、市長が同項に規定する指導基準に 照らして再就職を促進するために必要 な職業安定法第4条第4項に規定する 職業指導を行うことが適当であると認 「イ 雇用保険 めたもの」とあるのは 特定退職 法第22条第2項に規定する厚生労働 者であって、雇用保険法附則第5条第 省令で定める理由により就職が困難な 1項に規定する地域内に居住し、かつ、 者であって、同法第24条の2第1項 市長が同法第24条の2第1項に規定 第2号に掲げる者に相当する者として する指導基準に照らして再就職を促進 規則で定める者に該当し、かつ、市長 するために必要な職業安定法第4条第 が同項に規定する指導基準に照らして 4 項に規定する職業指導を行うことが 再就職を促進するために必要な職業安 適当であると認めたもの(アに掲げる 定法第4条第4項に規定する職業指導 者を除く。)

を行うことが適当であると認めたもの

とする。

現 行

附 則

 $1 \sim 16$ (略)

17 平成34年3月31日以前に退職 した職員に対する第14条第10項の 規定の適用については、同項中「第28 条まで」とあるのは「第28条まで及 び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定す る厚生労働省令で定める理由により就 職が困難な者であって、同法第24条 の2第1項第2号に掲げる者に相当す る者として規則で定める者に該当し、 かつ、市長が同項に規定する指導基準 に照らして再就職を促進するために必 要な職業安定法第4条第4項に規定す る職業指導を行うことが適当であると 雇用保 「イ 認めたもの」とあるのは 特定退 険法第22条第2項に規定する厚生労 職者であって、雇用保険法附則第5条 働省令で定める理由により就職が困難 第1項に規定する地域内に居住し、か な者であって、同法第24条の2第1 つ、市長が同法第24条の2第1項に 項第2号に掲げる者に相当する者とし 規定する指導基準に照らして再就職を て規則で定める者に該当し、かつ、市 促進するために必要な職業安定法第4 長が同項に規定する指導基準に照らし 条第4項に規定する職業指導を行うこ て再就職を促進するために必要な職業 とが適当であると認めたもの(アに掲 安定法第4条第4項に規定する職業指 げる者を除く。) 導を行うことが適当であると認めたも

のとする。

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条項	改正内容						
		住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長						
	個人の市民税の 住宅借入金等 特別税額控除	所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延 長し、令和7年末までの居住を対象とする措置が講じられたことに 伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかっ た額を控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する。						
			改正前	改正後				
個人市		居住年	平成21年から 令和3年まで					
民税	1.	適用年度	平成22年度か 令和15年度ま					
	附則 第26条	※附則第26条(新型コロナウイルス感染症に係る特例)第 1項の適用がある場合には、「令和15年度」を「令和16 年度」に読み替え、附則第26条第2項の適用がある場合に は、「令和3年」を「令和4年」に、「令和15年度」を 「令和17年度」に読み替える。 →附則第7条の3の2の改正により、附則第26条に定める 居住年及び適用年度が、附則第7条の3の2に定める期間に 含まれるため、附則第26条の規定を削除する。						
		わがまち	持例(地域決定型地	也方税制特例措置)の導入				
		以下の対象資産	産に係るわがまち特	F例の特例割合を定める。				
	法附則第15条 第2項第1号等の	対	象資産	特例割合				
固定	条例で定める割合		曼水被害対策法に 幾能保全区域の指 也	4分の3				
資産税	附則 第10条の2	※貯留機能保全 域 対象資産に係る	氾濫に ・・・ 時的に うち、 ものと れた区	隣接する低地その他の河川の 伴い浸入した水又は雨水を一 貯留する機能を有する土地の 都市浸水の拡大を抑制できる して都道府県知事等に指定さ 域				
		特例割合を乗じた【適用】	とものを課税標準と					

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表 (第1条関係)

熊谷市税条例 (平成17年条例第63号)

(下線部分は改正部分) ^現

改 正 案

(納税証明書の交付等)

第18条の4 法第20条の10の納税 証明書の交付 (法第382条の4に規 定する当該証明書に住所に代わる事項 の記載をしたものの交付を含む。) は年 度ごととし、交付手数料は熊谷市手数 料徴収条例(平成17年条例第66号) の定めるところによる。ただし、道路 運送車両法第97条の2に規定する証 明書については、手数料を徴しない。

(所得割の課税標準)

第 3 3 条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

(納税証明書の交付等)

第18条の4 法第20条の10の納税 証明書の交付は年度ごととし、交付手 数料は熊谷市手数料徴収条例(平成17 年条例第66号)の定めるところによ る。ただし、道路運送車両法第97条 の2に規定する証明書については、手 数料を徴しない。

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所 得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の特定配当等申告書(市民税 の納税通知書が送達される時までに提 出された次に掲げる申告書をいう。以 下この項において同じ。)に特定配当等 に係る所得の明細に関する事項その他 施行規則に定める事項の記載があると き(特定配当等申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があ ると市長が認めるときを含む。) は、当 該特定配当等に係る所得の金額につい ては、適用しない。ただし、第1号に 掲げる申告書及び第2号に掲げる申告 書がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項その 他の事情を勘案して、この項の規定を 適用しないことが適当であると市長が 認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による 申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確 定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみ なされる場合における当該確定申告

現

書に限る。)

行

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の 控除)

5 (略)

- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得 金額に係る所得が生じた年の翌年の4 月1日の属する年度分の特定株式等譲 渡所得金額申告書(市民税の納税通知 書が送達される時までに提出された次 に掲げる申告書をいう。以下この項に おいて同じ。)に特定株式等譲渡所得金 額に係る所得の明細に関する事項その 他施行規則に定める事項の記載がある とき(特定株式等譲渡所得金額申告書 にその記載がないことについてやむを 得ない理由があると市長が認めるとき を含む。)は、当該特定株式等譲渡所得 金額に係る所得の金額については、適 用しない。ただし、第1号に掲げる申 告書及び第2号に掲げる申告書がいず れも提出された場合におけるこれらの 申告書に記載された事項その他の事情 を勘案して、この項の規定を適用しな いことが適当であると市長が認めると きは、この限りでない。
 - (1) <u>第36条の2第1項の規定による</u> 申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確 定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみ なされる場合における当該確定申告 書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の 控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、 第33条第4項に規定する特定配当等 申告書に記載した特定配当等に係る定 申告書に記載した特定配当等に係る定 時の金額の計算の基礎となう第1 が 当等の額により配当割額を課た時第5 款の規定により配当割では対した株 等譲渡所得金額申告書に記載特定株 株式等譲渡所得金額に係る所得金額 の計算の基礎となった特定株式等譲渡

款の規定により株式等譲渡所得割額を 課された場合には、当該配当割額又は 当該株式等譲渡所得割額に5分の3を 乗じて得た金額を、第34条の3及び 前3条の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

- 3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の 者は、3月15日までに、施行規則第 5号の4様式(別表)による申告書を 市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4 項の規定によって給与支払報告書又は 公的年金等支払報告書を提出する義務 がある者から1月1日現在において給 与又は公的年金等の支払を受けている 者で前年中において給与所得以外の所 得又は公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかったもの(公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかった者 で社会保険料控除額(令第48条の9 の7に規定するものを除く。)、小規模 企業共済等掛金控除額、生命保険料控 除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(所得割の納税 義務者(前年の合計所得金額が900万 円以下であるものに限る。)の法第314

現 行

所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるは、 のの の 所得割の 額 が き る は た 名 8 8 の 9 の 3 か ら る 2 と が な か ら る と と が が さ な か ら る と と が が ら な か ら る と と が ら る と と で 第 4 8 条 の 9 の る と こ そ 空 時 は な の の 項 の が で 義 か っ る と こ を 環 付 き 書 は 義 な か の で 税 義 な か の 間 民 税 さ な の 間 民 税 さ 数 の の に た 当 該 納 の の ま 数 に 充 当 す る 。 徴 収 金 に 充 当 は の 未 納 に 係 る 徴 収 金 に 充 当 す る 。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の 者は、3月15日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を 市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4 項の規定によって給与支払報告書又は 公的年金等支払報告書を提出する義務 がある者から1月1日現在において給 与又は公的年金等の支払を受けている 者で前年中において給与所得以外の所 得又は公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかったもの(公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかった者 で社会保険料控除額(令第48条の9 の7に規定するものを除く。)、小規模 企業共済等掛金控除額、生命保険料控 除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2条第1項第33号の4に規定する源 泉控除対象配偶者に係るものを除く。)

条の2第1項第10号の2に規定する 自己と生計を一にする配偶者(前年の 合計所得金額が95万円以下であるも のに限る。)で控除対象配偶者に該当し ないものに係るものを除く。) 若しくは 同条第4項に規定する扶養控除額の控 除又はこれらと併せて雑損控除額若し くは医療費控除額の控除、法第313 条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若し くは雑損失の金額の控除若しくは第34 条の7の規定によって控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控 除額」という。)の控除を受けようとす るものを除く。以下この条において「給 与所得等以外の所得を有しなかった 者」という。)及び第24条第2項に規 定する者(施行規則第2条の2第1項 の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

2 前項の規定によって申告書を市長に 提出すべき者のうち、前年の合計所得 金額が基礎控除額、配偶者控除額及び 扶養控除額の合計額以下である者(施 行規則第2条の2第1項の表の上欄に 掲げる者を除く。)が提出すべき申告書 の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただ</u> し書の規定により、市長の定める様式 による。

 $3 \sim 9$ (略)

第36条の3 (略)

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書 を提出する者は、当該確定申告書に、

現 行

若しくは法第314条の2第4項に規 定する扶養控除額の控除又はこれらと 併せて雑損控除額若しくは医療費控除 額の控除、法第313条第8項に規定 する純損失の金額の控除、同条第9項 に規定する純損失若しくは雑損失の金 額の控除若しくは第34条の7の規定 によって控除すべき金額(以下この条 において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。 以下この条において「給与所得等以外 の所得を有しなかった者」という。)及 び第24条第2項に規定する者(施行 規則第2条の2第1項の表の上欄の (二)に掲げる者を除く。)については、 この限りでない。

2 前項の規定によって申告書を市長に 提出すべき者のうち、前年の合計所得 金額が基礎控除額、配偶者控除額及び 扶養控除額の合計額以下である者(施 行規則第2条の2第1項の表の上欄に 掲げる者を除く。)が提出すべき申告書 の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただ</u> し書の規定により、市長の定める様式 による。

 $3 \sim 9$ (略)

第36条の3 (略)

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書 を提出する者は、当該確定申告書に、

施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶</u>養親族等申告書)

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(<u>3</u>) · (<u>4</u>) (略)

2~5(略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条 の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の 7の規定の適用を受けるものを除了 以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特 定配偶者(所得割の納税義務者(合計 現 行

施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記しなければ</u>ならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶</u> 養親族申告書)

(1) (略)

(<u>2)</u>·<u>(3)</u> (略)

2~5(略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条 の6第1項の規定により同項に規なる 申告書を提出しなければならに規ない では法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の 7の規定の適用を受けるものを除」という。)の支払を受ける者であってという。)の支払を受ける者であって、 養親族(控除対象扶養親族を除く。)を

現 行

所得金額が900万円以下であるもの に限る。) の自己と生計を一にする配偶 者(退職手当等(第53条の2に規定す る退職手当等に限る。以下この項におい て同じ。) に係る所得を有する者であっ て、合計所得金額が95万円以下である ものに限る。)をいう。第2号において 同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親 族であって退職手当等に係る所得を有 しない者を除く。)を有する者(以下こ の条において「公的年金等受給者」とい う。) で市内に住所を有するものは、当 該申告書の提出の際に経由すべき同項 の公的年金等の支払者(以下この条にお いて「公的年金等支払者」という。)か ら毎年最初に公的年金等の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由 して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(<u>3)</u>·(<u>4)</u> (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 4 8 条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項との規定により納税申告書によりの申告、とつ規定にれている法人ののが定にないで定めた。 第62項及び施行規則で定めるさらのにのの規定に記載するといる事項(次項及び第11項及び第11項という。地方のは、時代手続用電子情報処理組織(第12項という。)を使用し、で「機構」という。)を使用して行う方法により市という。)を経由して行う方法により。)を経由して行う方法によりである。

有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の支払との年金等のな的年金等のないて「公的年金等の条において「公的年金等の条において「公的年金等を表して、から毎年最初に公り、がに掲りで定数した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(<u>2</u>)·(<u>3</u>) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 4 8 条 (略)

2~8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項との規定により納税申告書によりの申告とついる法人のの規定にかからるを表しては、同項の規定にかからるをも項及び施行規則で定かが定しまり、納税申告書に記載するとものにをあるといる事項(次項及び第11分。という。地方の規係手続用電子情報処理組織(第12項という。)を使用し、て「機構(第11項において「機構(第11項において「機構(第11項により方法により方法により。)を経由して行う方法によりある。

長に提供することにより、行わなければならない。

- $1 \ 0 \sim 1 \ 4$ (略)
- 1 5 第 1 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の8 第 7 1 項の処分又は前項の品出書の提出があったときは、これのの翌日第 9 及は届出書の提出があった日の期間内に行うの現では、第 1 2 項前段の規定は適用しない。ただに同項の取りでない。認を受けたときは、この限りでない。
- 16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 5 3 条の7 前条の特別徴収義務者 は、退職手当等の支払をする際、係る方 退職手当等について分離課税の属はののでは、のででのでででででででででででででででででででででででででいる。 月の翌月の10日までに規則第2条第3 項ただし書の規定により総務市長による納入金を市に納入金を市に扱いない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 (同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)は年度ごととし、閲覧手数料は能谷市手数料徴収条例の定めるところによ第419条第8項の規定により、は第419条第8項の規定により、は第419条第8項の規定により、法第419条第8項の規定により、は第419条第8項の規定により、は第419条第8項の規定により、は第419条第8項の規定により、法第419条第8項の規定により、法第419条第8項の規定により、法第419条第8項の規定により、法第419条第8項の規定により、法第419条第8項の規定により、

(固定資産課税台帳に記載されている 事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定

現 行

長に提供することにより、行わなければならない。

- $1 \ 0 \sim 1 \ 4$ (略)
- 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これの翌日第9項があったとがありに行うの要がでは、第12項前段の期間内に行りの規定は適用しない。ただに同項がありては、同日以後新たに同項がない。を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 5 3 条の 7 前条の特別徴収義務者 は、退職手当等の支払をする際、係るの 退職手当等について分離課税に係係るの所 得割を徴収し、その徴収の日の行為 月の翌月の10日までに、施行規則第2条第4 項ただし書の規定により総務大臣を めた様式により総務市に納入 地し、及びその納入金を市に納入 ければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧は</u>年度ごととし、閲覧手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。

(固定資産課税台帳に記載されている 事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定

現行

する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 (同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。

附則

第7条の3の2 平成22年度から令和 20年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年 分の所得税につき租税特別措置法第41 条又は第41条の2の2の規定の適用 を受けた場合(居住年が平成11年か ら平成18年まで又は平成21年から 令和7年までの各年である場合に限 る。)において、前条第1項の規定の適 用を受けないときは、法附則第5条の 4の2第5項(同条第7項の規定によ り読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額 を、当該納税義務者の第34条の3及 び第34条の6の規定を適用した場合 の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 次の表の左欄に掲げる規 定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

法 附	則	第	1	5	条	第	2	項	(略)
第 1	号								
法 附	則	第	1	5	条	第	2	項	5 分の 4
第 5	号								
*****	***	***	22	XXX	***	222	22	2222	**********
*****	***	>>>	22	888	***	888	22	2222	**********
法 附	- 則	第	1	5	条	第	4	3	(略)
法附項	- 則	第	1	5	条	第	4	3	(略)

する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の<u>交付は</u>年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和 15年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年 分の所得税につき租税特別措置法第41 条又は第41条の2の2の規定の適用 を受けた場合(居住年が平成11年か ら平成18年まで又は平成21年から 令和3年までの各年である場合に限 る。)において、前条第1項の規定の適 用を受けないときは、法附則第5条の 4の2第5項(同条第7項の規定によ り読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額 を、当該納税義務者の第34条の3及 び第34条の6の規定を適用した場合 の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 次の表の左欄に掲げる規 定に規定する条例で定める割合は、そ れぞれ同表の右欄に定めるものとす る。

法附	计則	第	1	5	条	第	2	項	(略)
第 1	号								
法附	计則	第	1	5	条	第	2	項	4分の3
第 5	号								
****								***	
3/4× 17/		h-h-	-	_	Ø	hh:		0	(m/z)
法 阿	计則	界	1	Э	米	牙	4	3	(略)
法 M 項	寸 則	弗	1	Э	禾	舟	4	3	

改 正 項

(新築住宅等に対する固定資産税の減 額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失 防止改修等住宅又は同条第10項の熱 損失防止改修等専有部分について、こ れらの規定の適用を受けようとする者 は、同条第9項に規定する熱損失防止 改修工事等(以下この項において「熱 損失防止改修工事等」という。)が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第 7条第9項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。
 - (1)~(3) (略)
 - (4) 熱損失防止改修工事等が完了した 年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事等に要した費 用及び令附則第12条第31項に規 定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事等が完了した 日から3月を経過した後に申告書を 提出する場合には、3月以内に提出 することができなかった理由
- 10 (略)
- 11 法附則第15条の9の2第4項に 規定する特定熱損失防止改修等住宅又 は同条第5項に規定する特定熱損失防 止改修等住宅専有部分について、これ らの規定の適用を受けようとする者は、 法附則第15条の9第9項に規定する 熱損失防止改修工事等(以下この項に おいて「熱損失防止改修工事等」とい う。)が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第11項各号に掲げる

行

現

(新築住宅等に対する固定資産税の減 額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失 防止改修住宅又は同条第10項の熱損 失防止改修専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、同条 第9項に規定する熱損失防止改修工事 (以下この項において「熱損失防止改修 工事」という。)が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第9項各号に 掲げる書類を添付して市長に提出しな ければならない。
 - (1)~(3)(略)
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年 月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 及び令附則第12条第31項に規定 する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日 から3月を経過した後に申告書を提 出する場合には、3月以内に提出す ることができなかった理由
- 1 0 (略)
- 11 法附則第15条の9の2第4項に 規定する特定熱損失防止改修住宅又は 同条第5項に規定する特定熱損失防止 改修住宅専有部分について、これらの規 定の適用を受けようとする者は、法附則 第15条の9第9項に規定する熱損失 防止改修工事(以下この項において「熱 損失防止改修工事」という。)が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条 第11項各号に掲げる書類を添付して

市長に提出しなければならない。

書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

- (1)~(3) (略)
- (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した 年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した 日から3月を経過した後に申告書を 提出する場合には、3月以内に提出 することができなかった理由
- 12・13 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法 第8条の4第2項に規定する特定上場 株式等の配当等(以下この項において 「特定上場株式等の配当等」という。) に係る配当所得に係る部分は、市民税 の所得割の納税義務者が前年分の所得 税について特定上場株式等の配当等に 係る配当所得につき同条第1項の規定 の適用を受けた場合に限り、適用する。 (1)~(3) (略)

- (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年 月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用 及び令附則第12条第31項に規定 する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 12・13 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る 市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法 第8条の4第2項に規定する特定上場 株式等の配当等(以下この項において 「特定上場株式等の配当等」という。) に係る配当所得に係る部分は、市民税 の所得割の納税義務者が当該特定上場 株式等の配当等の支払を受けるべき年 の翌年の4月1日の属する年度分の市 民税について特定上場株式等の配当等 に係る配当所得につき前項の規定の適 用を受けようとする旨の記載のある第 33条第4項に規定する特定配当等申 告書を提出した場合(次に掲げる場合 を除く。) に限り適用するものとし、市 民税の所得割の納税義務者が前年中に 支払を受けるべき特定上場株式等の配 当等に係る配当所得について同条第1 項及び第2項並びに第34条の3の規 定の適用を受けた場合には、当該納税 義務者が前年中に支払を受けるべき他 の特定上場株式等の配当等に係る配当 所得について、前項の規定は、適用し
 - (1) 第33条第4項ただし書の規定の 適用がある場合
 - (2) 第33条第4項第1号に掲げる申

現 行

がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項そ の他の事情を勘案して、前項の規定 を適用しないことが適当であると市 長が認めるとき。

告書及び同項第2号に掲げる申告書

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等 に係る所得が生じた年分の所得税に係 る第36条の3第1項に規定する確定 申告書に前項後段の規定の適用を受け ようとする旨の記載があるときに限り、 適用する。 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含め、の場合において、所得割のき、税義務者が、その有する土地等につる3条税 税 特別措置法第33条から第35条の4まで、第36条の2、第36条の3、第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第37条の8又は第37条の6まで、第1なとものまでで、第1ないものとみなり、第1ないものとみなり、またののでは、また

(特例適用利子等及び特例適用配当等 に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等
に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ

改 īF. 現 行

> が適当であると市長が認めるときは、 この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による 申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確 定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみ なされる場合における当該確定申告 書に限る。)
- (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等 に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 · 3 (略)

れた場合におけるこれらの申告書に記 載された事項その他の事情を勘案し て、同項後段の規定を適用しないこと

(略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等 に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等 に係る所得が生じた年分の所得税に係 る第36条の3第1項に規定する確定 申告書に前項後段の規定の適用を受け ようとする旨の記載があるときに限り、 適用する。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等 に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の条約適用配当等申 告書(市民税の納税通知書が送達され る時までに提出された次に掲げる申告 書をいう。以下この項において同じ。) に前項後段の規定の適用を受けようと する旨の記載があるとき(条約適用配 当等申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。) に限り、適用する。 ただし、第1号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出さ れた場合におけるこれらの申告書に記 載された事項その他の事情を勘案し て、同項後段の規定を適用しないこと が適当であると市長が認めるときは、 この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による 申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確 定申告書(同項の規定により前号に 掲げる申告書が提出されたものとみ なされる場合における当該確定申告 書に限る。)

現

行

5 (略)

租税条約等実施特例法第3条の2の 2 第 1 項の規定の適用がある場合 (第 3項後段の規定の適用がある場合を除 く。) における第34条の9の規定の適 用については、同条第1項中「又は同 条第6項」とあるのは「若しくは附則 第20条の3第3項前段に規定する条 約適用配当等(以下「条約適用配当等」 という。)に係る所得が生じた年分の所 得税に係る同条第4項に規定する確定 申告書にこの項の規定の適用を受けよ うとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載が ある場合であって、当該条約適用配当 等に係る所得の金額の計算の基礎となっ た条約適用配当等の額について租税条 約等の実施に伴う所得税法、法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租 税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第1項の規定及び法第2章第 1節第5款の規定により配当割額を課 されたとき、又は第33条第6項」と、 同条第3項中「法第37条の4」とあ るのは「租税条約等実施特例法第3条 の2の2第9項の規定により読み替え て適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る 寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金

5 (略)

租税条約等実施特例法第3条の2の 2 第 1 項の規定の適用がある場合 (第 3項後段の規定の適用がある場合を除 く。)における第34条の9の規定の適 用については、同条第1項中「又は同 条第6項」とあるのは「若しくは附則 第20条の3第3項前段に規定する条 約適用配当等(以下「条約適用配当等」 という。)に係る所得が生じた年の翌年 の4月1日の属する年度分の同条第4 項に規定する条約適用配当等申告書に <u>この項</u>の規定の適用を受けようとする 旨及び当該条約適用配当等に係る所得 の明細に関する事項の記載がある場合 (条約適用配当等申告書にこれらの記 載がないことについてやむを得ない理 由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る 所得の金額の計算の基礎となった条約 適用配当等の額について租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和 4 4 年 法 律 第 4 6 号 。 以 下 「 租 税 条 約 等実施特例法」という。)第3条の2の 2第1項の規定及び法第2章第1節第 5款の規定により配当割額を課された とき、又は第33条第6項」と、同条 第3項中「法第37条の4」とあるの は「租税条約等実施特例法第3条の2 の2第9項の規定により読み替えて適 用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る 寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。 次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその

その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当

額の法第314条の7第1項第3号に

掲げる寄附金を支出したものとみなし

て、第34条の7の規定を適用する。

現 行

規模の縮小により生じた当該指定行事 の入場料金、参加料金その他の対価の的 戻しを請求する権利の全部又は一つ期 放棄を同条第1項に規定する指定者 内にした場合には、当該納税中中町場 の放棄をした日の属する年中町大の 第60条第4項に規定する市町大人の 第3号に掲げる寄附金を支出 に関係する。第34条の7の規定 を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る 住宅借入金等特別税額控除の特例)

- 第26条 所得割の納税義務者が前年分 の所得税につき新型コロナウイルス感 染症特例法第6条第4項の規定の適用 を受けた場合における附則第7条の3 の2第1項の規定の適用については、同 項中「令和15年度」とあるのは、「令 和16年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和4年」とする。

(第2条関係)

熊谷市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第14号) (下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第 1 条 熊 谷 市 税 条 例 (平 成 1 7 年 条 例	第1条 熊谷市税条例(平成17年条例
第63号)の一部を次のように改正す	第63号)の一部を次のように改正す
る。	る。
第36条の3の3第1項中「扶養親	第36条の3の3第1項中「控除対
族(」の次に「年齢16歳未満の者又	象扶養親族を除く」を「年齢16歳未
は」を加え、「有しない者を除く」を「有	<u>満の者</u> に限る」に改める。
<u>する者</u> に限る」に改める。	

議案第41号の参考資料

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条項	改正内容						
		わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)の導入						
	法附則第15条	以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。						
	第2項第1号等の 条例で定める割合	対象資産特例割合						
都		特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土 地 4分の3						
市計画税	附則 第 7 項	河川に隣接する低地その他の河川の 氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一 時的に貯留する機能を有する土地の うち、都市浸水の拡大を抑制できる ものとして都道府県知事等に指定さ れた区域						
		対象資産に係る都市計画税について、課税標準となるべき価格に 特例割合を乗じたものを課税標準とする。						
		【適用】 最初の3年度分、令和7年3月31日まで適用する。						

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表熊谷市都市計画税条例(平成17年条例第64号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案

附 則

 $1 \sim 6$ (略)

(法附則第15条第15項本文等の条例で定める割合)

7 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

22222	****			***	22	2222	***********
法 附	則第	1 5	 5 条	第	3	9	(略)
項							
<u>法</u> 附 項	則第	1 5	5条	第	4	4	4分の3

 $8 \sim 2 \ 0$ (略)

2 1 法附則第15条第1項、第10項、 第14項から第18項まで、第20項、 第21項、第25項、第28項、第32 項から第36項まで、第39項<u>、第40</u> 項若しくは第44項、第15条の2第2 項、第15条の3又は第63条の規定の 適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第2条第2項中「又は第33項」と あるのは「若しくは第33項又は法附則 第15条から第15条の3まで若しく は第63条」とする。 附 則

現

 $1 \sim 6$ (略)

(法附則第15条第15項本文等の条例で定める割合)

7 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

法附則第 1 5 条第 3 9 項	(略)

 $8 \sim 2 \ 0 \ (\text{B})$

2 1 法附則第 1 5 条 第 1 項、第 1 0 項、 第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、 第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項<u>若しくは</u> 第 4 0 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用があ る各年度分の都市計画税に限り、第 2 条 第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若 しくは第 3 3 項又は法附則第 1 5 条か ら第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」 とする。

議案第42号の参考資料

熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表 熊谷市農村センター条例(平成17年条例第182号)

> (下線部分は改正部分) ^現行

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 農村センターの名称及び位置 は、次のとおりとする。

名称	位 置
熊谷市中条農村	(略)
センター	
熊谷市江南農村	(略)
センター	

(利用期間等)

第8条 (略)

2 農村センターの利用時間は、午前9時から午後10時(熊谷市江南農村センターにあっては、午後9時)までとする。

附則

1 • 2 (略)

(江南町の編入に伴う経過措置)

- 3 江南町の編入の日の前日までに、編 入前の江南町農村センター設置及び管理に関する条例(平成18年江南町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 別表 (第10条関係)

熊谷市農村センター使用料

1 • 2 (略)

(名称及び位置)

第 2 条 農村センターの名称及び位置 は、次のとおりとする。

名 称	位 置
熊谷市中条農村	(略)
センター	
熊谷市江南農村	(略)
センター	
熊谷市江南農業	熊谷市成沢465
総合センター	番地 1

(利用期間等)

第 8 条 (略)

2 農村センターの利用時間は、午前9時から午後10時(熊谷市江南農村センター及び熊谷市江南農業総合センターにあっては、午後9時)までとする。

附 則

1 • 2 (略)

(江南町の編入に伴う経過措置)

- 3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町農業総合センター設置及び管理に関する条例(平成18年江南町条例第22号)又は江南町農村センター設置及び管理に関する条例(平成18年江南町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 別表 (第10条関係)

熊谷市農村センター使用料

1 • 2 (略)

3 熊谷市江南農業総合センター使用料

	午前_	午後	夜 間
区分	午前 9	午後 1	午後 6
<u> </u>	時 ~ 正	時 ~ 午	時 ~ 午
	<u>午</u>	後 5 時	後 9 時
大会議室	5 2 0	6 3 0	7 3 0
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>

改 正 案	現行
	小会議室 3 1 0 4 2 0 5 2 0 円 円 円

議案第43号の参考資料

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表熊谷市都市公園条例(平成17年条例第213号)

(下線部分は改正部分)

改正案

別表第1 (第9条、第9条の2関係)

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
	***************************************		***************************************
熊谷運動公園	野球場	(略)	(略)
	第2野球場	(略)	(略)
	第3野球場		
	陸上競技場(兼	(略)	(略)
	サッカー場)		
	テニスコート	(略)	(略)
		(略)	(略)
	屋内プール	1月4日から12月28日ま	午前9時から午後9時まで
		で。ただし、毎月第2及び第4	
		火曜日(これらの日が祝日法に	
		規定する休日に当たるときは、	
		その翌日(この日が祝日法に規	
		定する休日に当たるときは、そ	
		の翌日以後の祝日法に規定する	
		休日でない最初の日))を除く。	
	相撲場	(略)	(略)
	弓道場	(略)	(略)
	施設管理事務	(略)	(略)
	所会議室		
	多目的広場	(略)	(略)

別表第5 (第10条関係)

- 1 (略)
- 2 熊谷運動公園

(1)~(4) (略)

現 行

別表第1 (第9条、第9条の2関係)

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間

熊谷運動公園	野球場	(略)	(略)
	第2野球場	(略)	(略)
	第3野球場		
	陸上競技場(兼	(略)	(略)
	サッカー場)		
	テニスコート	(略)	(略)
		(略)	(略)
	屋外プール	7月から9月までの間において	午前9時から午後6時まで
		市長が別に定める期間	
	屋内プール	1月4日から12月28日ま	午前9時から午後9時まで
		で。ただし、毎月第2及び第4	
		火曜日(これらの日が祝日法に	
		規定する休日に当たるときは、	
		その翌日(この日が祝日法に規	
		定する休日に当たるときは、そ	
		の翌日以後の祝日法に規定する	
		休日でない最初の日))を除く。	
	相撲場	(略)	(略)
	弓道場	(略)	(略)
	施設管理事務	(略)	(略)
	所会議室		
	多目的広場	(略)	(略)

別表第5 (第10条関係)

- 1 (略)
- 2 熊谷運動公園

(1)~(4) (略)

(5) 屋外プール使用料

区分	<u>料金</u>	
一般(幼児を除く。)	1人1回につき310円	
高校生	1人1回につき210円	
小学生及び中学生	1人1回につき100円	

(5) \sim (9) (略)
$(5)\sim(9)$ (略) $3\sim6$ (略)

更衣ロッカー

1個1回につき30円

備考

「幼児」とは、小学校就学前の者をいい、無料とし、保護者の付添いを必要とする。ただし、保護者の使用 料は、当該使用料を徴収する。

<u>(6)</u>~<u>(10)</u> (略)

 $3 \sim 6$ (略)

議案第44号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表熊谷市立児童クラブ条例(平成18年条例第36号)

(第1条関係)

(下線部分は改正部分)

	改正	案		現	行	
另	別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	名称	位 置		名称	位 置	
	***************************************	~~~~~~			***************************************	
	熊谷市立箱田児童クラブ	<u>熊 谷 市 中 央 一 丁</u> 目 1 番 地		熊谷市立箱田児童	<u>熊谷市中央一丁</u> 目149番地	
	~~~~			***************************************		

### (第2条関係)

### (下線部分は改正部分)

	<b>为 4 未 因 </b>			नम् यश्रा । /	刀は以上即刀丿	
	改 正 案			現	行	
別	別表(第2条関係)			別表 (第2条関係)		
	名 称	位 置		名称	位 置	
	***************************************	***************************************		***************************************		
	熊谷市立箱田児童	熊谷市中央一丁		熊谷市立箱田児童	熊谷市中央一丁	
	クラブ	目149番地		クラブ	<u>目 1 番 地</u>	
		***************************************		***************************************	***************************************	

#### 議案第45号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年条例第23号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第 4 条 市は、候補者(前条の規定によ る届出をした者に限る。)が同条の契約 に基づき当該契約の相手方であるビラ の作成を業とする者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された ビラの1枚当たりの作成単価(当該作 成単価が7円73銭を超える場合に は、7円73銭)に当該ビラの作成枚 数 (当該候補者を通じて、法第142 条第1項第6号に定める枚数の範囲内 のものであることにつき、委員会が定 めるところにより、当該候補者からの 申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。)を乗じて得た金額(1円未満 の端数がある場合には、その端数は、 1円とする。)を、第2条ただし書に規 定する要件に該当する場合に限り、当 該ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とする 者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第 5 条 第 2 条 の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>7 円 7 3 銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第 4 条 市は、候補者(前条の規定によ る届出をした者に限る。)が同条の契約 に基づき当該契約の相手方であるビラ の作成を業とする者に支払うべき金額 のうち、当該契約に基づき作成された ビラの1枚当たりの作成単価(当該作 成単価が7円51銭を超える場合に は、<u>7円51銭</u>) に当該ビラの作成枚 数 (当該候補者を通じて、法第142 条第1項第6号に定める枚数の範囲内 のものであることにつき、委員会が定 めるところにより、当該候補者からの 申請に基づき、委員会が確認したもの に限る。)を乗じて得た金額(1円未満 の端数がある場合には、その端数は、 1円とする。)を、第2条ただし書に規 定する要件に該当する場合に限り、当 該ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とする 者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第 5 条 第 2 条の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、<u>7 円 5 1 銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。)とする。

4	勿 件 名	高規格救急自動車					
并	纳 入 場 所	所 熊谷市消防本部					
-	入 札 年 月 日	令和4年5月12日					
7	入 札 対 象 額	予 定 価 格					
	24, 000, 000	円 24,000,000	円 —	-			
番	МЬ	-tv 6	入札	額	結		
号	業	者名	金額	順位	果		
1	㈱日産サティオ埼玉ス	円 辞退					
2	埼玉トヨタ自動車㈱魚	16, 700, 000	2				
3	埼玉日産自動車㈱熊名	15, 874, 000	1	落札			
4	日産プリンス埼玉販売	<b>克</b> (株)法人営業部	辞退				
5	小池(株)		辞退				
6	㈱ネイチャー		辞退				
7	㈱モリタ東京支店	辞退					
8							
9							
10							

落札業者	落札		金額
(A)	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
埼玉日産自動車㈱熊谷店	15,874,000 円	1,587,400 円	17, 461, 400 円

4	勿 件 名	高規格救急自動車				
养	呐 入 場 所	熊谷市消防本部				
-	入 札 年 月 日	令和4年5月12日				
7	八 札 対 象 額	予 定 価 格	_			
	24, 000, 000	円 24,000,000	円 —	•		
番			入 札	額	結	
号	業	者    名	金額	順位	果	
1	㈱日産サティオ埼玉オ	辞退				
2	埼玉トヨタ自動車㈱煎	16, 700, 000	2			
3	埼玉日産自動車㈱熊名	15, 874, 000	1	落札		
4	日産プリンス埼玉販売	· 尼㈱法人営業部	辞退			
5	小池㈱		辞退			
6	㈱ネイチャー		辞退			
7	㈱モリタ東京支店	辞退				
8						
9						
10						

落札業者	落		金額
洛 札 兼 百   	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
埼玉日産自動車㈱熊谷店	15,874,000 円	1,587,400 円	17, 461, 400 円

4	物 件 名	救助工作車(Ⅱ型)					
弁	內 入 場 所	入 場 所 熊谷市消防本部					
-	入 札 年 月 日	令和4年5月13日					
,	人 札 対 象 額	予 定 価 格					
	128, 000, 000	円 128, 000, 000 円	_				
番		入札	額	結			
号	業	者金金	額 恒位	果			
1	㈱篠崎ポンプ機械製作	作所辞退	円				
2	ジーエムいちはら工美	<b>美</b> ㈱東京営業所 140,000,00	00 3				
3	帝商㈱埼玉営業所	130, 000, 00	00 2				
4	日本機械工業㈱本社営	営業部 140, 300, 00	00 4				
5	㈱ネイチャー	145, 000, 00	00 6				
6	㈱野口ポンプ製作所	141, 500, 00	00 5				
7	㈱モリタ東京支店	116, 000, 00	00 1	落札			
8							
9							
10							

落 札 業 者	落札		金額
<b>一个</b>	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
㈱モリタ東京支店	116,000,000 円	11,600,000 円	127, 600, 000 円

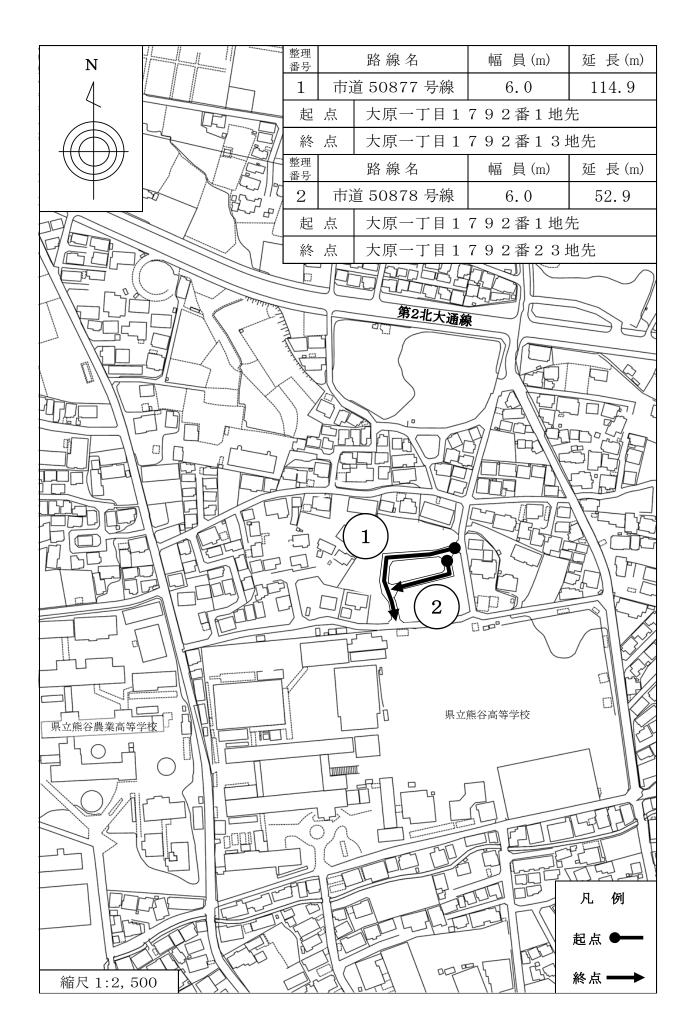
4	勿 件 名	消防ポンプ自動車(CD-I型	원)					
糸	内 入 場 所	場所能谷市消防本部						
J	入 札 年 月 日	令和4年5月13日						
J	入 札 対 象 額	予 定 価 格	_					
	59, 000, 000	59,000,000	円 一					
番	Alle.	la to	入 札	額	結			
号	業	者    名	金額	順 位	果			
1	小池(株)		54, 750, 000 円	4				
2	㈱篠崎ポンプ機械製作	55, 200, 000	6					
3	ジーエムいちはら工業	56, 700, 000	8					
4	帝商㈱埼玉営業所	辞退						
5	㈱ナカムラ消防化学東	京営業所	辞退					
6	長野ポンプ㈱東京営業	<b>美所</b>	54, 900, 000	5				
7	日本機械工業㈱本社営	<b>台業部</b>	54, 690, 000	3				
8	㈱ネイチャー		54, 600, 000	2				
9	㈱野口ポンプ製作所		55, 500, 000	7				
10	㈱モリタ東京支店		52, 710, 000	1	落札			

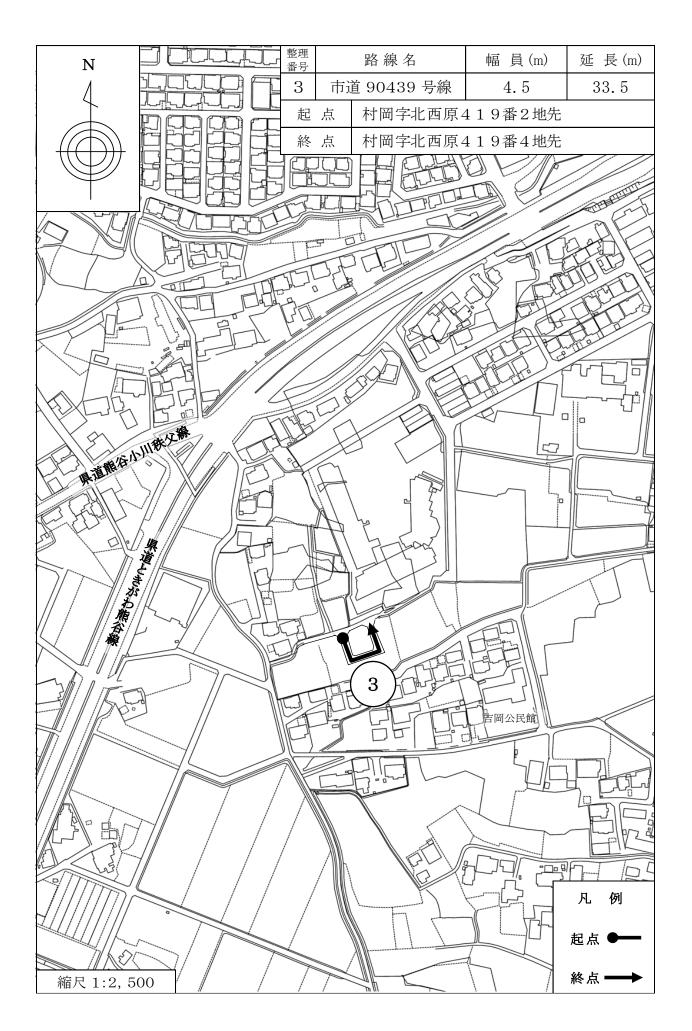
落札業者	落	术L	金額
落 札 業 者 [	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
㈱モリタ東京支店	52,710,000 円	5, 271, 000 円	57, 981, 000 円

## 議案第 50 号の参考資料

# 認定路線調書 • 位置図

整理番号	路	線	名	認定理由
1	市道	50877	号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道	50878	号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道	90439	号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため





## 議案第 51 号の参考資料

# 廃止路線調書·位置図

整理	路	線	名		廃	ıL	理	н
番号	岭	形外	<b>石</b>		焼	Ш	<b>生</b>	田
1	市道	江南6002	号線	当該路線の道路 め	B用地を売り	払うことで	ご、申請者と	この協議が調ったた

